

国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物（指定動物）の
選定に関する意見募集の結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 周知・資料の入手方法

- ・環境省ホームページの掲載
- ・記者発表資料の配布・閲覧
- ・希望があれば資料を郵送

(2) 意見提出期間

平成18年5月18日(木)から平成18年6月16日(金)まで(30日間)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

2. 意見提出数

(1) 合計 12通

(2) 内訳

郵送等	1通	個人	9通
ファクス	1通	団体	省庁・地方公共団体 0通
電子メール	10通		業界団体等 3通

郵送及び電子メールの両方で届いたものは「郵送等」とした。

(3) 整理した意見の総数 33種類

(4) 意見の概要

指定動物への指定の是非等

- ・指定動物への指定に賛成 5種類(15%)
- ・指定動物への指定に反対・慎重 14種類(43%)
- ・より一層の指定動物への指定が必要 1種類(3%)
- ・その他・個別意見 13種類(39%)

3. 主な意見

タイマイ、アオウミガメ、アカウミガメ（西表国立公園）に対する意見 1種類

主な意見：・指定は見送るべきだと考える。

タイマイ、アオウミガメ、アカウミガメ（沖縄海岸国定公園（慶良間地域））に対する意見 1種類

主な意見：・調査に対する規制は今まで通りにしてほしい。

ウスイロヒョウモンモドキ（大山隠岐国立公園（大山蒜山地域、三瓶山地域）、氷ノ山後山那岐山国定公園）に対する意見 7種類

主な意見：・広い草原に生息するので草原の維持は容易ではない。

- ・レジャー開発等を制限しない限り全く意味がない。
- ・生息環境の復元ができるまでの活動に対してフォローをしてほしい。
- ・指定することが今後の保全活動に必要ということであれば致し方ないと思われる。
- ・捕獲等を規制するのではなく、環境復元により普通種並の個体群サイズに戻すことが最も重要である。

- ・保護活動としての草刈は、慎重にやらなければ危険である。
- ・発生を中心地を重点的に保護・管理する「コア」的保護を行って、効果が上がった場合はその地以外の場所での採集を許可するようにすればよい。

タイワンツバメシジミ（本土亜種）（西海国立公園（平戸島・生月島地域））に対する意見 8種類

- 主な意見：・本種の捕獲規制に反対する。なぜ捕獲を規制をする必要があるのか。
- ・規制された場合、どうやって対象種を見分けるのか。
 - ・このように小形でしかも近縁な別種がいる場合、ボランティアが的確に識別して保全活動が可能なのか疑問が残る。
 - ・まず何とかしなければならぬのは高知県の足摺岬の個体群ではないか。
 - ・土着が確認されていないので指定の意味がないと考える。
 - ・捕獲圧が高いことが強調されているように感じられるが、感情的な判断で種指定ということであれば問題。
 - ・今回のように、地域を限って採集を制限し、生息環境を保全して個体数の復元を目指すことは大いに賛成である。
 - ・一律に同じような選定理由とするのではなく、選定種の実情を熟考して作成してほしい。

ミヤマシロチョウ（八ヶ岳中信高原国定公園）に対する意見 6種類

- 主な意見：・環境省の絶滅危惧 類掲載種でない。
- ・単なる規制ではなく、保護増殖の活動が行われるのであれば、指定によりさらに住民意識の向上にもつながり効果が発揮されるものと考えられる。
 - ・分布地が非常に局地的であるため、一定地域の厳重な保護策を実施しなければならない。
 - ・今回、八ヶ岳を中心に長野県、山梨県にまたがる広範な地域で種指定を行っても、監視やモニタリングが十分に実施できるのか疑問。
 - ・生息地の食樹を調査し、その生育を妨げている周りの木を伐採したり、適当な場所に新たに植えたりすることによって、本種を増やすことができればよい。
 - ・「指定による効果」に「生息地の保全」が含まれていない。

その他意見 10種類

- 主な意見：・チョウの3種の指定は妥当と考える。
- ・指定するからには、種の保護のための活動の育成、環境保全策の確立を前提にしてほしい。近隣地域に種の生育類似環境などに適地を求め、保護地域の拡大拡充を前提にしてほしい。
 - ・ただ規制の網をかぶせるだけで具体的な保護・保全活動を実施できないのであれば指定そのものが無意味と考える。
 - ・指定動物の種類について、もう少し期待していたが少ないのが残念。公園の特色を出した指定など今後の追加を期待する。
 - ・国の規制がかかるこの機会に、県や市町村の採集禁止条例との調整を図っていただき、アマチュアの愛好家がチョウの保護増殖を行いやすい環境を作ってもらえるとありがたい。
 - ・昆虫に関しては、一律に「採集圧の排除」と書かれているようであるが、使用に際しては細心の注意を払ってほしい。
 - ・昆虫類も利用の仕方次第では重要な観光資源となるはずである。
 - ・地方公共団体が「 を県内全域で採集禁止」としたり、果ては昆虫採集全般に対して不当な弾圧を行うのではないかと憂慮する。
 - ・昆虫のことについては全国レベルのアマチュアの研究者の方が圧倒的に知識は豊富である。この様なアマチュアの研究者を活用するべきである。